

門真市部活動地域移行検討事業における  
部活動指導員配置に係る実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に定める部活動指導員（以下「指導員」という。）を門真市立中学校（以下「学校」という。）に配置するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(職務内容)

第2条 指導員は、学校における教員の時間外勤務の縮減及び負担軽減が図られるよう、部活動の顧問と連携し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検及び管理
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 部活動の会計管理等の管理運営
- (7) 年間・月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の対応

(身分)

第3条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に定める会計年度任用職員とする。

(選考要件)

第4条 指導員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が選考の上、任用する。

- (1) 20歳以上である者。ただし大学に在籍している者はこの限りではない。
- (2) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者。
- (3) 職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者。
- (4) 学校の部活動方針を理解し、指導に対して熱意を有する者であり、以下のアからオのいずれかに該当すること。
  - ア 教員の経験がある者
  - イ 学校での部活動の指導経験がある者（外部指導者等）
  - ウ 運動部活動については、スポーツリーダーなど資格を有する者で、

地域のスポーツ活動(スポーツ少年団、統合型地域スポーツクラブ等)において指導経験がある者

- エ 文化活動については、地域の文化教室等において指導経験がある者
- オ 配置予定校の校長が、推薦する者

(任用期間)

第5条 指導員の任用期間は1年以内で、委員会が定める期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 指導員の報酬及び費用弁償は、門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年9月24日門真市条例第17号)に定めるところによる。

(勤務日及び勤務時間の割振り)

第7条 指導員の勤務時間は、月最大28時間以内とする。

- 2 指導員の勤務日及び勤務時間は、前項の範囲内において、当該指導員の任用期間を通じ、当該指導員が配置された学校の校長が割り振るものとする。

(服務)

第8条 指導員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

- 2 指導員は、門真市の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 指導員は、その勤務時間中は注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。
- 5 指導員は、部活動が学校教育の一環であること及び生徒の学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養等に資するものであるなどの部活動の教育的意義並びに学校及び部活動の目標及び方針を理解し、職務を遂行しなければならない。

(公務災害等の補償)

第9条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定により補償する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年5月22日から施行する。

この要項は、令和6年4月16日から施行する。